むさし証券

自己資本規制比率

518.9%

（2026 年 9 月末現在）

（単位：百万円）

項　目		指　標
固定化されていない自己資本の額　（A）		１７，７１９
リスク相当額合計　（B）		３，４１４
	市場リスク相当額	１，２３７
	取引先リスク相当額	８９６
	基礎的リスク相当額	１，２８０
自己資本規制比率　［ (A) / (B) x 100% ］		５１８．９％

〈ご参考〉自己資本規制比率とは

自己資本規制比率とは、金融商品取引業者の財務の健全性を測る重要な指標です。
金融商品取引法第４６条の６において、金融商品取引業者は、その業務に伴う諸事情により発生し得るリスクを、内閣府令で定められた方法に基づき、総体的に日々把握・管理し、それらのリスクが顕在化した場合でも、それに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産（固定化されていない自己資本）を維持することが義務づけられております。
具体的には、本表の「固定化されていない自己資本の額（A）」を、「リスク相当額合計（B）」で除した数値（自己資本規制比率）が１２０%を下回ることがないようにしなければならないとされております。

なお、本表は、自己資本規制比率を記載した書面であり、金融商品取引法第４６条の６第３項の規定に基づき、各四半期の末日時点の状況を翌月末時点から３ヶ月間、すべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することとされております。